

スポーツセンター貸切利用のご案内

貸切利用の施設使用については、必ず電話または来館にてお問い合わせください

- ◆ 貸切利用いただける施設は、大体育室・小体育室・卓球室・柔道場・剣道場・会議室・和室です。
- ◆ 施設および備付器具を貸切利用される場合は、利用申請書を提出し利用承認書の交付を受ける必要があります。
- ◆ 貸切利用の受付時期は、利用期日の3ヶ月前から先着順で受け付けます。
【例】利用期日が10月10日の場合、7月10日から受け付けます(休館等で変更になる場合があります)。
 - 大体育室の体育目的以外の行事に利用する場合、または二分して(半面)利用する場合の受け付けは利用期日の2ヶ月前からです。
 - その他、撮影目的の利用はスポーツセンターの許可が必要です。別途ご相談ください。
- ◆ 利用申請には「**ご来場による受付**」と「**お電話による受付**」があります。
※ 利用申請時にご来場での申請とお電話での申請が同時に発生した場合は、ご来場の方を受け付け後、お電話での受け付けを行います。
 - 区などの主催行事等が予定されている場合があります。事前に確認の上、申請ください。
- ◆ 利用申請の際は、**住所確認のできる物を必ずご用意ください。**

ご来場による受付

- 必ず前日までに、お電話等で空き状況をご確認の上ご来館ください。
- 午前8時45分に開館します。開館前に順番待ちをされる場合は、スポーツセンター2階正面玄関前に先着順で一列に並んでお待ちください。
※ 椅子や荷物だけを置いての順番待ちは認められません
※ どなたも順番待ちをされていない場合でも、前日より並ばれている可能性があります
- 開館後、並んでいただいた順に利用申請の受け付けをします。
- 利用承認書の交付を受けた方は、直ちに利用料を納付してください。
- すでに納付した使用料は、特別な理由なく還付できませんのでご注意ください。

お電話による受付

- 利便性向上のため、お電話による利用申請も受け付けしています。
- 午前9時00分の時報を確認後、お電話による受け付けを開始いたします。
- この時報以前のお電話は、再度かけ直していただく場合があります。
- お電話による受け付けが確定した時点で料金が発生します。特別な理由なく変更や取り消しはできませんのでご注意ください。
- お電話での受付日から1週間以内に、2階総合受付にて料金をお支払ください。

料金設定

- 江戸川区民以外の方の貸切は基本料金の倍額となります。その他、目的によって料金が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。
- 次のいずれかに該当する場合は、スポーツセンター条例 第六条に基づき、利用をお断りします。
 - ① 公益を害するおそれがあると認めるとき。
 - ② 秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
 - ③ その他スポーツセンターの管理上支障があると認めるとき。
- 利用の目的に反する行為等があったときは、スポーツセンター条例 第九条に基づき、利用の承認を取り消し、または利用を制限し、もしくは停止する場合があります。
- ◆ 並んでいただいている際に発生した事故・ケガ・トラブルにつきまして、スポーツセンターは一切の責任を負いかねます。予めご承知おきください。
- ◆ その他、ご質問等ございましたらお気軽にお問い合わせください。